

# ひだか病院における外来腫瘍化学療法の指針

(外来腫瘍化学療法診療料 1 の施設基準に係る掲示)

## 1. 外来腫瘍化学療法に関する基本的な考え方

当院では、化学療法の経験を有する医師、化学療法に従事した経験を有する専任の看護師、化学療法に係る調剤の経験を有する専任の薬剤師が必要に応じてその他の職種と共同して治療管理を行います。

## 2. 外来腫瘍化学療法に関する院内の体制について

当院では、電話などでの緊急の相談に専任看護師または救急外来看護師が相談内容・症状などに応じて薬剤師・専任医師または主治医とともに 24 時間対応する体制を整備しています。また、急変時に患者様が入院出来る体制を整備しています。

## 3. レジメン（治療内容）審査について

当院では、化学療法に携わる医師、薬剤師、看護師、管理栄養士などで構成された委員会（がん化学療法運営委員会）を定期的開催し、審査・承認の上、登録されたレジメン（治療内容）のみを行っています。

ひだか病院